

令和 7 年 第 2 回（3 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第 5 号から議案第 9 号までの 5 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 5 号 筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等の改正に伴い、仕事と育児・介護の両立を支援する措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 6 号 筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び筑紫野市障がい者更生訓練費支給規則の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、

条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、刑法等の一部を改正する法律が本年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらの刑に代わり拘禁刑が創設されるため、条例の規定にある懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるものです。

委員会では、刑法が改正されるに至った背景は、との質疑があり、執行部からは、禁錮の受刑者は極めて少なく、大部分が志願し刑務作業を行っているため、懲役と実態が変わらないこと、また、拘禁刑により受刑者の特性に応じた柔軟な指導を可能とすることで、改善更生を重視したことである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第8号 筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日に施行されることに伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、退職報償金支給額表の勤務年数区分に、新たに35年以上区分を追加することだが、対象者は何名いるのか、との質疑があり、執行部からは、令和7年度末で退職される場合に、対象となる団員は4名である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第9号 筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、子どもの健康保持、子育て家庭の経済的負担軽減を目的として、本年10月から中学生の通院受診分の子ども医療費の助成内容拡充を図るため、関係条例の一部を改正するものです。

委員会では、本年4月1日から開始しない理由は、との質疑があり、執行部からは、子ども医療の医療証の更新時期と、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体への周知に係る期間を考慮し、10月からの開始が適当であると考えためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

令和 7 年 第 2 回（3 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第 1 7 号 令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出については、受診者数の増加による特定健康診査事業の 4 7 0 万円の増額など、歳入については、県通知等により交付額が確定したことによる保険給付費等交付金の県繰入金分として 2, 0 6 2 万 1 千円の減額などをするもので、歳入歳出それぞれ 9 4 0 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 0 1 億 2, 7 9 6 万 2 千円とするものです。

委員会では、特定健診の受診者について何名の増加を見込んでいるのか、また、増加を見込んだ要因は、との質疑があり、執行部からは、約 2 5 0 人の増加を見込んでおり、コロナ禍の収束に伴い予約枠を徐々に増やしていることや、今年度から受付体制を整備したことが要因だと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

令和 7 年 第 2 回（3 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第 19 号から議案第 21 号までの 3 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 19 号 令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第 1 号）』の件について、ご報告いたします。

本件の内容は、行政視察の中止に伴う特別旅費の減額補正及び繰越金の増額に伴う積立金の増額補正で、歳入歳出それぞれ 41 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 333 万 9 千円とするものです。

なお、この予算は 2 月 19 日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 20 号 令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第 1 号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、前年度繰越金が確定したことを踏まえ、歳入予算として前年度繰越金を 16 万 4 千円増額し、基金繰入金と同額、減額するものです。

なお、この予算は 2 月 18 日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第21号 令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、育林事業等委託料の確定による減額補正等で、歳入歳出それぞれ1,473万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,098万4千円とするものです。

なお、この予算は2月17日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和7年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第25号及び議案第26号の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第25号 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、保険給付事業が主なものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億9,882万2千円とするものです。

委員会では、特定健康診査啓発事業費が大幅に増額しているが何故か、との質疑があり、執行部からは、これまで健康推進課にて啓発活動を行ってきたが、さらなる受診率向上を目指し、福岡県国保連合会へ委託するためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第26号 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、貸付金の償還が主な事業であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182万4千円とするものです。

委員会では、償還金が減額しているが、償還の対象は何名か、との質疑があり、執行部からは、1名が完済されたため減額しており、11名が対象となる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 2 回（3 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第 29 号 令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、歳入歳出予算をそれぞれ 32 億 6,172 万 1 千円とするものです。

委員会では、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度への切り替えの際に、従前の口座振替情報は継続されず、新たに口座振替の手続きが必要であるが、対象者へ分かりやすい周知が必要ではないか、との質疑があり、執行部からは、対象者への通知における同封書類の工夫や、窓口問い合わせにおける丁寧な説明、ホームページ及び SNS での情報発信について精査するなど、市として取り組める部分について検討していきたいと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 2 回（3 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第 3 1 号から議案第 3 3 号までの 3 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 3 1 号 令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 9 2 万 1 千円とするものであり、湯町駐車場の維持管理が主な事業です。

なお、この予算は 2 月 1 9 日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 3 2 号 令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 5 8 万 5 千円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は 2 月 1 8 日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

委員会では、基金を取り崩しながら育林事業を行っているが、経営状況についてどのように考えているのか、との質疑があり、執行部からは、管理会との協議の中で、育林事業以外の事業を行うこと

について意見が出ており、市としても調査や研修の実施等、できることに取り組んでいきたいと考えている。また、なるべく赤字が出ないよう先を見据えた財政計画を立て、事業を進めていきたいと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第33号 令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,429万6千円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は2月17日に開催された管理会の同意を得て提案されました。

委員会では、財産区によって事務費負担額が異なっているが算出根拠はなにか、との質疑があり、執行部からは、各財産区の事務費負担額の総額の7割を事務量、3割を均等割として算出しており、そのうち、事務量については、各財産区の決算状況を踏まえ、按分している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。